

# VI. 農作業事故に「安衛法」を

他産業の現場では、当然守られている「労働安全衛生法」（安衛法）や「労働安全衛生規則」（安衛則）の考え方を、農作業現場に適用することで、多くの事故が防ぐことができたり、減災することが可能です。

## 1. 「安衛法」等の考えを農作業事故防止に適用すると

日本の農業において「安衛法」などを厳格に適用することは困難です。しかし、「安衛法」などが定める考えを少しでも適用することで事故防止や減災につながる項目を次に掲げてみました。

### ①高所作業

2 m以上の高さでの作業では、安全対策をとる。（安全柵の設置、安全帯の使用など）  
また、1. 5 mの高さを昇降する場合は、安全柵を設ける。（安衛則 518条～539条の9）

### ②重量物の運搬

扱う重量物の重さは、18歳以上の男性は、体重の40%以下、また18歳以上の女性は60%以下に  
とすること。（平成25年6月18日 基発0618第1号等）

### ③ヘルメット・安全靴着用の義務

飛来物の可能性がある場合や高所作業の場合は、ヘルメットを着用（安衛法（539条）。また、  
通路等や、構造物などの状況により必要に応じて安全靴を着用（安衛法558条）。これらは義務。

### ④照明

精密作業300ルクス以上、普通作業150ルクス以上、粗な作業70ルクス以上。（安衛則604条）

### ⑤騒音

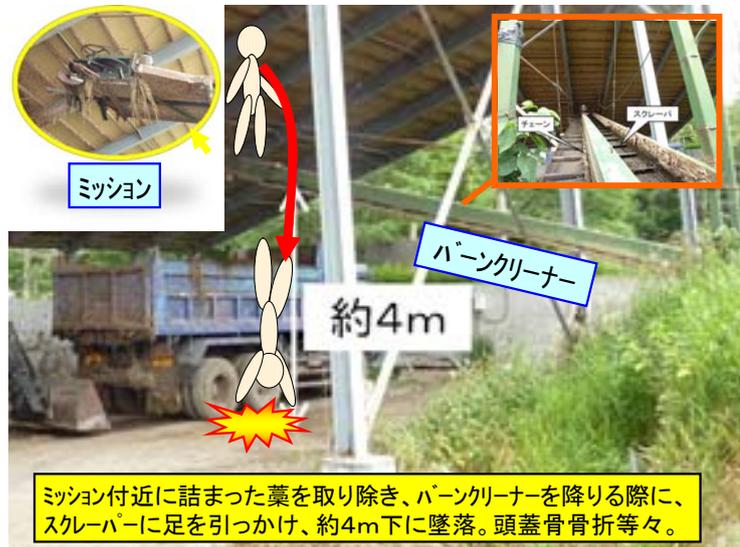
周波数と音の強さ、暴露時間により許容範囲が決められている。（2015年産業衛生学会勧告）

## 2. 「安衛法」等の考えで予防・減災可能なこと

### (1) 高所作業

右の事故は、糞尿を畜舎から排出するバークリーナーのミッション修理のため昇っていて、4 mの高さから墜落し頭蓋骨骨折した事例です。

安衛則では2mを越える高さですので、安全対策が必須です。また、1.5mを越える高さを昇降していますからミッションまでの通路と安全柵の設置が求められます。



2mを越える高さでの作業は高所作業  
今は、50cmも高所作業、安全対策は必須

### 安全柵の設置

下は、ある農業機械の格納庫です。二階には可動式の鉄柵が設けられています。これからの格納庫や作業場の建設では、設計の段階からこのような柵や階段・手すりなどを盛り込んでほしいものです。

